個別機能訓練加算(介護老人福祉施設)



個別機能訓練加算(介護老人福祉施設)の主な算定要件について

個別機能訓練加算に関して,要件の解釈誤りにより多額の過誤調整となる事例が多発しています。 改めて,加算の要件等の確認をお願いいたします。

算定要件	個別機能訓練加算(I) ※1日につき12単位	個別機能訓練加算(I) 1月につき20単位
常勤専従の機能訓練指導員の配置 ※入所者100名以下の施設	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師 又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法 士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師の資 格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に 従事した経験を有する者に限る。)(以下「理学療法士等」という。) を1名以上配置	
常勤専従の機能訓練指導員の配置 ※入所者100名を超えるの施設	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ常勤換算方法で入所者の数を100で除した数以上の理学療法士等を配置していること。 例:入所者120名の施設 →120÷100=1.2人以上の配置が必要。 常勤専従の機能訓練指導員1名と非常勤の機能訓練指導員1名 →常勤換算方法で、1人+0.5人=1.5人の場合 →1.5>1.2となり、要件を満たしていることになる。	

個別機能訓練加算(介護老人福祉施設)の主な算定要件について2

算定要件	個別機能訓練加算(I) ※1日につき12単位	個別機能訓練加算(II) 1月につき20単位
入所者ごとに個別機能訓練計画を 作成し、計画的な機能訓練を実施	が共同して、入所者ごとに個別機能練を行う。 ・個別機能訓練を行うにあたっては職員、生活相談員その他の職種の者こと。 ・機能訓練指導員、看護職員、介護が共同して利用者ごとにその目標、練計画を作成し、これに基づいて行等について評価等を行う。 ・個別機能訓練を行う場合は、開始者に対して個別機能訓練計画の内容・個別機能訓練に関する記録(実施	職員、生活相談員その他の職種の者実施方法等を内容とする個別機能訓った個別機能訓練の効果、実施方法時及びその3月ごとに1回以上利用を説明し、記録する。時間、訓練内容、担当者等)は利用社施設の個別機能訓練の従事者によ

個別機能訓練加算(介護老人福祉施設)の主な算定要件について3

個別機能訓練加算に関して,要件の解釈誤りにより多額の過誤調整となる事例が多発しています。 改めて,加算の要件等の確認をお願いいたします。

算定要件	個別機能訓練加算(I) ※1日につき12単位	個別機能訓練加算(II) 1月につき20単位
厚生労働省への情報提供 ※個別機能訓練計画の内容等	要件なし	・利用者ごとの個別機能訓練計画の内容等の情報を「科学的介護情報システム(LIFE)」を用いて提出。 ・サービスの質の向上を図るため、当該提出情報及フィードバック情報を活用し、PDCAサイクルによりサービスの質の管理を行うこと。

※別スライドにて詳細を説明。

個別機能訓練加算(Ⅱ) 厚生労働省への情報提供について

<令和3年3月16日 老老発0316第4号 介護保険最新情報Vol.938
科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方についてより>

提出期限	提出内容	提出情報
ア 新規に個別機能訓練計画の作 成を行った日の属する月の翌月1 0日まで		当該情報の作成時におけ る情報
イ 個別機能訓練計画の変更を 行った日の属する月の翌月10日 まで	る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和3 年3月16日老振発0316第3号、老老発0316第2号)別紙様式3-3(個	
	別機能訓練計画書)にある「評価日」、「職種」、「ADL」、「IAD L」及び「起居動作」並びに別紙様式3にある「作成日」、「前回作成日」、 「初回作成日」、「障害高齢者の日常生活自立度又は認知症高齢者の日常生 活自立度」、「健康状態・経過(病名及び合併疾患・コントロール状態に限	当該情報の変更時における情報
	る。)」、「個別機能訓練の目標」及び「個別機能訓練項目(プログラム内 容、留意点、頻度及び時間に限る。)」の各項目に係る情報をすべて提出す ること。	
ウ ア又はイのほか、少なくとも 3月に1回		前回提出時以降の情報

個別機能訓練加算 関連する主なQ&A

関連Q&A	質問	回答
18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q& A(vol.1)	個別機能訓練加算について、 配置としての加算なのか、 それとも実施した対象者の みの加算なのか。	個別機能訓練加算については、単に体制があるだけでなく、体制を整えた上で個別に計画を作成するなどプロセスを評価するものであることから、入所者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、全ての入所者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。
18.3.22 介護制度改革information vol.78 平成18年4月改定関係Q& A(vol.1)	個別機能訓練加算について、 機能訓練指導員が不在の日 は加算が算定できないか。	個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員、その他の職種が共同して個別機能訓練計画に従い訓練を行うこととしており、機能訓練指導員が不在の日でも算定できる。
18.4.21 介護制度改革information vol.96 平成18年4月改定関係Q& A(vol.3)	個別機能訓練加算に係る算 定方法、内容等について示 されたい。	当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練 指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、介 護サービスにおいては実施日、(介護予防)特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設 サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能であ る。 なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行 い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、 その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身伏況等 に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画 されたい。